第5章 第2期成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取組がなされている背景の中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う地域共生社会の実現が強く求められています。地域共生社会は制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものです。

一方、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を担っているものの十分に利用されていません。

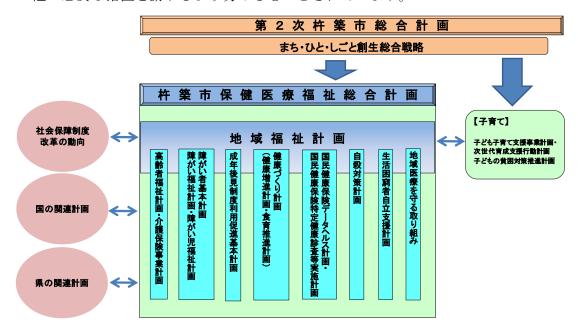
このような状況のなか、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年3月に公布、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、この法律に基づき、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、その後令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、大分県においては、令和2年3月に策定した「大分県地域福祉基本計画(地域共生社会の実現を目指して)」において、関係機関・団体との連携、市民後見人の養成、法人型後見の推進等、成年後見制度の推進を定め、取り組むこととしています。

今後、国や県の動向を踏まえ、市町村においても認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

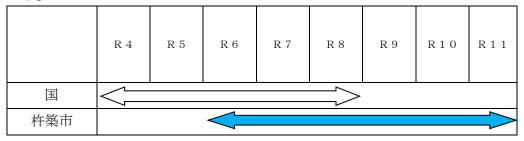
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。



3 計画の期間

国の基本計画は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間を念頭に定められておおり、第二期となる本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。



4 計画の進行管理及び点検

促進法第14条第1項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障害福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

第2節 杵築市における現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 認知症高齢者の将来推計

本市における認知症の高齢者人口の将来推計について、厚生労働省認知症対策総合研究事業(H25.3 月報告)における 5 歳階級別の認知症有病率から推計したところ、高齢化の進行に伴い、2040年にかけて認知症高齢者数も増加していくものの、その後は人口減少に伴い、認知症高齢者数も緩やかに減少する推計結果となりました。

〇5歳階級別											杵築市(男)
人口推計	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	1,126	1,090	1,055	1,019	984	947	798	770	892	859	827
70~74歳	1,178	1,157	1,135	1,114	1,092	1,060	930	758	734	852	989
75~79歳	861	914	966	1,019	1,072	1,053	977	836	684	665	647
80~84歳	622	626	631	635	640	685	865	790	684	564	465
85~89歳	443	430	418	405	393	397	415	577	530	466	410
90歳以上	300	309	318	327	336	335	331	345	445	456	467
高齢者人口	4,530	4,526	4,523	4,519	4,517	4,477	4,316	4,076	3,969	3,862	3,805
認知症高齢者割合	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
70~74歳	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
75~79歳	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
80~84歳	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%
85~89歳	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
90歳以上	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%	49.8%
認知症高齢者数	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	32	31	30	29	28	27	22	22	25	24	23
70~74歳	58	57	56	55	54	52	46	37	36	42	48
75~79歳	101	107	113	119	125	123	114	98	80	78	76
80~84歳	104	105	106	107	108	115	145	133	115	95	78
85~89歳	155	151	146	142	138	139	145	202	186	163	144
90歳以上	149	154	158	163	167	167	165	172	222	227	233
計	599	605	609	615	620	623	637	664	664	629	602

〇5歳階級別											杵築市(女)
人口推計	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	1,128	1,091	1,055	1,018	981	955	851	828	908	839	775
70~74歳	1,204	1,186	1,169	1,151	1,134	1,099	958	830	809	889	977
75~79歳	1,060	1,087	1,114	1,141	1,168	1,152	1,087	921	799	780	761
80~84歳	955	947	938	930	921	947	1,053	983	837	729	635
85~89歳	850	831	811	792	772	767	749	874	820	706	608
90歳以上	876	895	913	932	951	951	952	956	1,068	1,077	1,086
高齢者人口	6,073	6,037	6,000	5,964	5,927	5,871	5,650	5,392	5,241	5,020	4,842
認知症高齢者割合	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%
70~74歳	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
75~79歳	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%
80~84歳	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%
85~89歳	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%	43.9%
90歳以上	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%	74.4%
認知症高齢者数	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65~69歳	43	41	40	39	37	36	32	31	35	32	29
70~74歳	47	46	46	45	44	43	37	32	32	35	38
75~79歳	153	157	160	164	168	166	157	133	115	112	110
80~84歳	231	229	227	225	223	229	255	238	203	176	154
85~89歳	373	365	356	348	339	337	329	384	360	310	267
90歳以上	652	666	679	693	708	708	708	711	795	801	808
計	1,499	1,504	1,508	1,514	1,519	1,519	1,518	1,529	1,540	1,466	1,406

(2) 成年後見制度利用のための助成制度の実施について

令和3年度の成年後見制度利用のための費用助成の制度を設けているのは、全国の調査結果を見ると、高齢者関係が1,690(97.1%)、障がい者関係が1,682(96.6%)とほとんどの自治体で取組が行われています。また、実施自治体の大部分で申立てと報酬の両方を助成しています。

なお、大分県においては全 18 市町村が高齢者、障がい者ともに両方の助成が行 える制度を設けています。

※値は市区町村数

分野別	実施市区 町村数	申立費用 及び報酬 両助成あり	申立経費の助成のみ	報酬の助成のみ
高齢者関係	1, 699 (97. 6%)	1,602	11	86
障がい者関係	1, 703 (97. 8%)	1, 605	15	83

(出典:厚生労働省調べ)

2 障がい者の現状

(1) 年齢階層別障がい者数の推移

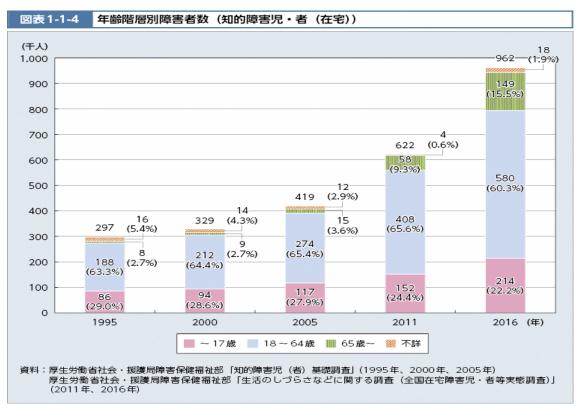
①知的障がい児・者(在宅)

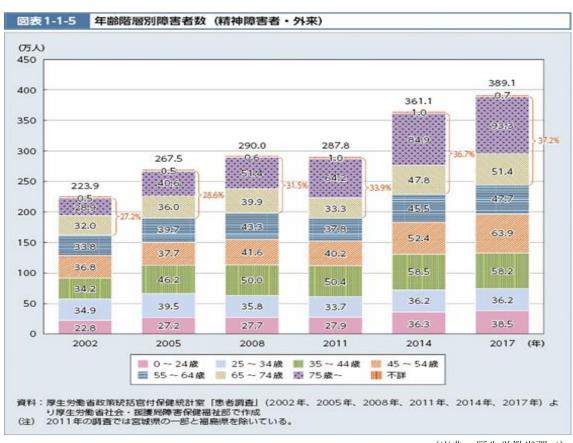
厚生労働省の障がい者関係の資料より、年齢階層別障がい者数の推移(知的障がい児・者(在宅))を見ると、平成23年と比較して、平成28年度は約34万人増加しました。

これは知的障がいに対する認知度が上がり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられます。

②精神障がい者(外来)

外来の精神障がい者 586.1 万人の年齢階層別内訳(令和2年)をみると、65 歳以上の割合の推移が、平成29年から令和2年までの3年間で、37.2%から35.1%へ減少しているが、全国の高齢化率28.8%を上回る水準となっています。





(出典:厚生労働省調べ)

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施について

成年後見制度利用支援事業の実施状況について全国の調査結果をみると、令和 4年度4月の実施市区町村数1,703(97.8%)に対し、大分県は17(94.4%)で あり、全国割合を下回っています。

都道府県名	実施 市区町村数	申立費用 助成(件)	報酬助成 (件)
全国 高齢者関係	1, 699 (97. 6%)	4, 266	13, 374
全国 障がい者関係	1, 682 (96. 6%)	1, 703	951
大分県 高齢者関係	18 (100. 0%)	18	25
大分県 障がい者関係	1, 703 (97. 8%)	18	3

(出典:厚生労働省調べ)

3 全国の成年後見制度に関する取組の現状

(1) 全国の成年後見制度利用者数の推移

全国の成年後見利用者数の推移をみると、平成30年218,142人であったものが、 令和4年には245,087人となり5年間で26,945人の増となっています。また、県 内成年後見の申立件数と市町村長申立件数をみると、平成30年は県内申立件数238 件のうち市町村長申立件数39件(16.3%)、令和2年は273件の申立のうち69件 (25.3%)、令和4年は311件のうち58件(18.6%)となっており、申立て自体は 増加傾向にありますが、市町村長の申立てに増減があります。

○成年後見利用者数

(単位:人)

	平成 30 年	令和2年	令和4年
全 国	218, 142	191, 335	203, 551

(出典:【全国】最高裁判所事務総局資料)

○県内成年後見の申立件数と市町村長申立件数

	平成 30 年	令和2年	令和4年
申立件数(件)	238	273	311
うち市町村長申立 (件)	39	69	58
<i>y</i> (%)	(16. 3)	(25. 3)	(18. 6)
全国申立率 (%)	21. 3	23. 9	23. 3

(出典:厚生労働省資料)

(2) 成年後見制度の推進に取り組むべき理由

大分県において成年後見制度の推進に取り組むべき理由として、H28 実態調査 (ニーズ調査)の結果から、今後、成年後見制度を必要とする高齢者が約5倍に増加する見込みです。(現在制度利用者202人→今後の利用見込数1,014人)

また、市町村長申立の割合が全国で40番目と低調であり、市町村の取組が全国と比べ遅れている状況です。

4 成年後見制度の利用ニーズの現状

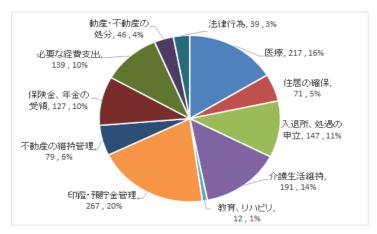
(1)実態調査(ニーズ調査)の結果

大分県が県内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を対象とした悉 皆調査を実施した H28 実態調査 (ニーズ調査) の結果について

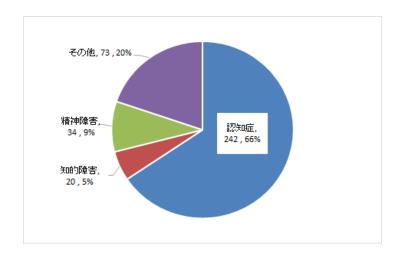
① 本市では、調査対象人数944人に対し、現在支援を受けている人は12人(1.3%) で、制度の利用ニーズのボリュームは23人(2.4%)でした。

	調査対象	現在支援を	受けてい	る人数				成年後見制	度の利用	用ニーズのボ	リューム		
市町村名	人数	計A		あんしんサ 利用人		成年後見 利用人		計 A+B+	С	利用に至 いない人数		申立等準備を いる人数	
杵築市	944人	12人	1.3%	7人	0.7%	5人	0.5%	23人	2.4%	10人	1.1%	1人	0.1 %
県全体	36,242人	606人	1.7%	402人	1.1%	204人	0.6%	1,075人	3.0%	375人	1.0%	94人	0.3%

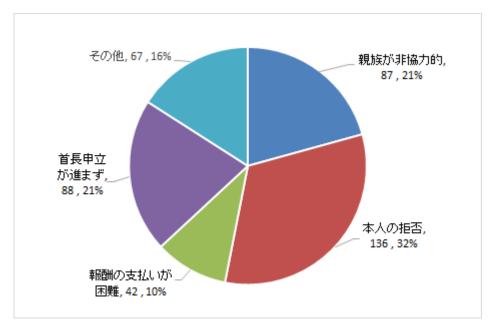
② 制度の利用が必要な支援の内容について、印鑑や預貯金の管理 20%、医療 16%、 介護生活の維持 14%、と「身上監護」を必要とする者が多い。



③ 要支援者の類型は、認知症高齢者が 2/3 を占め、次いで精神障がいとなっています。



④ 利用申立に関する課題は、本人が拒否32%、首長申立が進まない、親族が非協力的がそれぞれ21%となっています。



(2) 杵築市における成年後見制度利用に関する状況

① 成年後見制度利用支援事業の利用実績

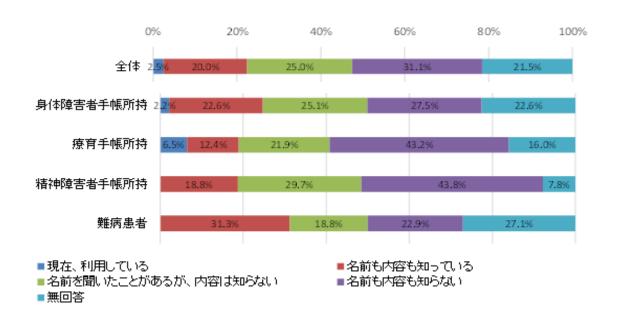
障がい者においては、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っていますが、近年その利用実績はありません。

また、高齢者においても同様の事業を実施していますが、こちらについても利用 実績はありません。

② 障がい者アンケート調査の結果

令和 4 年度に実施した障がい者アンケート調査において、回答者 731 人のうち、「名前も内容も知らない」が 31.1%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 25.0%、「名前も内容も知っている」が 20.0%となっています。

また、成年後見制度を利用したいかについては「わからない」が 52.1%で最も多く、次いで「利用したくない」が 21.1%、「利用したい」が 6.6%となっています。



5 課題分析

(1) 高齢者の課題

高齢者においては、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が多く、身近に支援者がいない状況です。このように相談者がいないなか、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪も後を絶たず、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

(2) 障がい者の課題

令和 4 年度に実施した障がい者アンケート調査の自由意見の中で、「親亡き後」 の子どもの将来に不安を感じる声が挙がっています。

障がい者においては、在宅の知的障がい児・者が増加していること、また外来の精神障がい者で65歳以上の割合が上昇しており、我が国全体の高齢化率26%を上回る水準となっていることから、障がい者を見守る家族等の高齢化も懸念されるため、「親亡き後」の支援が必要となります。

(3) 成年後見制度に関する取組の現状

県内の成年後見利用者数がここ数年で増加していること、また、県内成年後見の 申立件数と市町村長申立件数も増加傾向にあることから、制度利用のニーズが高まっています。

ニーズ調査の結果からも、今後の制度利用が必要な高齢者が増加する見込みであるにもかかわらず、市町村長申立件数が低調であり、市町村の取組が遅れていることから、制度利用に関する周知が必要です。

このことは、杵築市成年後見制度支援事業の利用実績と障がい者アンケートの結果からも読み取れます。

(4) 市町村申立における課題

老人福祉法、介護福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法では、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」に成年後見制度利用の申立権を市区町村長に与えられました。これは、成年後見制度が福祉の一翼を担う制度であることを示していますが、この申立権の利用件数は非常に少ない実情があります。

その原因の一つは、成年後見制度は財産を管理するための制度という誤解があることです。判断能力が欠けている場合には契約ができないことなど、財産がなくとも必要性があります。

また、他の原因として、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」とは、「申立権を持つ親族がいない場合や親族がいても音信不通などにより申立が期待できない場合をいう」と限定的に解釈されたことがあります。そのため、まず親族について詳細な調査をし、申立の意思確認をする必要があるため、膨大な時間と労力が費やされ、その結果、申立に至るまでに相当の期間がかかってしまうという弊害が生じています。

現在は、限定的に解釈することなく、また財産の多寡にかかわらず、必要な場合は申立をするようになりつつありますが、まだ誤解しているケースも見受けられます。本市においても市職員の制度の周知・理解が不十分であるため、啓発が必要です。

第3節 基本的な考え方

1 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うこ

とによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度 の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを 目指して導入されました。

成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保 険契約(施設入所)のためとなっており、これらの状況から、社会生活上の大きな 支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことが伺われます。

また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に 選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上保 護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人の相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、①ノーマライゼーション ②自己 決定権の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

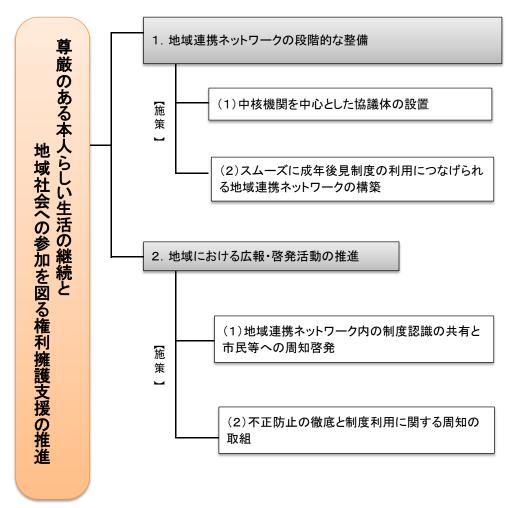
さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視する必要があり、身上保護重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。

2 基本理念

尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進

3 施策体系

【基本理念】 【基本方針】



第4節 具体的な施策・事業

1 地域連携ネットワークの段階的な整備



どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の段階的な整備を目指します。

【3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

(1) 中核機関を中心とした協議体の設置

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき 4 つの機能 ①広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ②相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ③利用促進(マッチング)機能 ④後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)を発揮し、権利擁護の必要な人の早期発見、適切な制度利用に結び付けることで、メリットを実感できる制度利用を促進します。

また、中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関 や体制であることから、以下のような役割を担います。

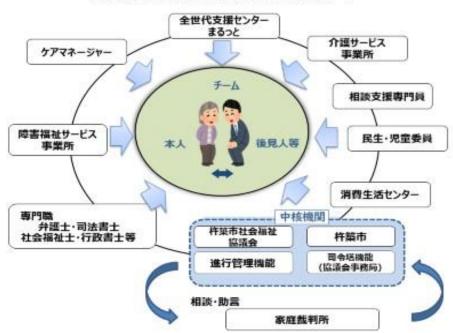
- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、 必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支 援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。(協議会の運営等)

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の 専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

(2) スムーズに成年後見制度の利用につなげられる地域連携ネットワークの 構築

国の第2期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークの趣旨 として、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組みの ほか、地域共生社会の実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結 びつきをもって地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワ

- ークにしていく取組を進める必要があるとされています。
 - そこで、以下にそって、地域連携ネットワークづくりについて推進していきます。
 - ① 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にしたうえで、本人や家族、地域住 民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進 や相談窓口の周知を図ります。
 - ② 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で担うのかを、再度検討を進めます。
 - ③ 後見人等の受任調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その 権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする 必要があります。こうした地域連携ネットワーク機能を段階的・計画的に充 実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を 図ることができるようになると考えます。



杵築市成年後見制度地域連携ネットワークのイメージ

2 地域における広報・啓発活動の推進





(1)地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と市民等への周知啓発

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、 成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を 共有する必要があります。

制度の利用者への啓発を行うとともに、制度の利用が必要な人へのアウトリーチを図り、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

(2) 不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取組

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっています。

制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の作成・配布、研修会やセミナー等の広報活動の実施に努めます。

第5節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

国の基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を 把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討することとしています。

特に、基本計画の中間年度である令和6年度においては、各施策の進捗状況を踏ま え、個別の課題の整理・検討を行うこととしています。

本計画においても、令和8年度を目安に各施策の進捗状況に対する評価等を行います。

《参考資料》

◇成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度とは

認知症,知的障害,精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は,不動産や預貯金などの財産を管理したり,身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり,遺産分割の協議をしたりする必要があっても,自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また,自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい,悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し,支援するのが成年後見制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

③ 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

【法定後見制度の概要】

	後見	保佐	補助	
対象となる方	判断能力が欠けてい	判断能力が著しく	判断能力が不十分	
	るのが通常の状態の	不十分な方	な方	
	方			
申立てをすることが	本人,配偶者,四親等	幹内の親族,検察官なる	Li'	
できる人	市町村長(注1)			
成年後見人等(成年後		民法 13 条 1 項所定の	申立ての範囲内で	
見人・保佐人・補助	_	行為	家庭裁判所が審判で	
人)の同意が必要な行		(注2)(注3)(注4)	定める「特定の法律	
為			行為」(民法 13 条 1	
			項所定の行為の一	
			部)(注1)(注2)(注	
			4)	

取消しが可能な行為	日常生活に関する	同上	同上(注2)(注4)
	行為以外の行為	(注2)(注3)(注4)	
成年後見人等に与え	財産に関するすべて	申立ての範囲内で	同左(注1)
られる代理権の範囲	の法律行為	家庭裁判所が審判で	
		定める「特定の法律	
		行為」(注1)	
制度を利用した場合	医師, 税理士等の	医師, 税理士等の資	
の資格などの制限	資格や会社役員,	格や会社役員、公務	_
	公務員等の地位を	員等の地位を失うな	
	失うなど(注5)	ど	

- (注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える 審判をする場合も同じです。
- (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注3) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条1項所定の行為以外についても、同意 権・取消権の範囲を広げることができます。
- (注4) 日常生活に関する行為は除かれます。
- (注5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなります。

【成年後見人等の選任】

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

【成年後見人等の役割】

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また,成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして,家庭 裁判所の監督を受けることになります。

【成年後見の申立てをする方がいない場合】

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障害者、 精神障害者の方の保護を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始 の審判の申立権が与えられています。

【法定後見開始の審判の申立てに必要な費用】

	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注6)	800円(注7)
登記手数料(収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の垂	『便切手(注8),鑑	定料(注9)

※平成23年4月1日から成年後見登記に係る登記手数料額及び証明書手数料額 が引き下げられました。

- (注6) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を 追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙 800 円が必要 になります。
- (注7) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙 800 円が必要になります。
- (注8) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注9) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注10) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。)

【成年後見制度の申立てから開始までの期間】

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続きや成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

【法定後見制度(後見・保佐・補助)利用手続き】

法定後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判等を 申し立てる必要があります。

④ 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

【任意後見契約公正証書の作成に必要な費用】

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代,登記嘱託書
	郵送用の切手代など

【任意後見制度利用の手続き】

任意後見制度を利用するには、原則として、公証役場に出かけて任意後見契約を 結ぶ必要がありますので、手続の詳細については、お近くの公証役場までお問い合 わせください。

※出典:法務省ホームページより抜粋

(http://www. https://www.moj.go.jp/MINJI/a04.htm1#02)

用語説明

あ行

●親亡き後

身体的、精神的、知的等何かしらの障がいのある子を親が監護している場合に、親が 先に亡くなった後において、どのようにしてその子が十分な監護を継続して受け、何 不自由なく平穏無事な人生を送ることができるのかを考えると、親が子を残して先に 死ぬことはできないと切実に思い悩む社会的な問題。

か行

●権利擁護

対象となる人の権利をかばい、守ること。

●居宅介護支援事業所

要介護 (1~5) の認定を受けた方が最適な介護サービスを受けることができるようサポートをしてくれる専門家、ケアマネジャーが所属する場所。

●厚生労働省認知症対策総合研究事業

厚生労働省の補助事業で、認知症患者に対する医療分野と福祉分野の連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握及び予防、診断、治療、ケア技術等の確立に向けた研究を行うもの。

●家庭裁判所

家庭事件の審判・調停、少年保護事件の調査・審判などを扱う下級裁判所。地方裁判所と同格で、所在地・管轄地域も同じくする。

さ行

●社会的孤立状態

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加、婚姻率の低下、若者の社会的自立の遅れなどが背景にある。

●市民後見

一般市民による成年後見を行うこと。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが養成研修を行っている。社会貢献型後見人。

●精神障がい者

精神の不調により継続的に 日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者。

●成年後見制度利用支援事業

経済的理由等で福祉サービスの提供等を受けたくても、成年後見制度を利用することができなければ必要な契約をすることができない人に対し、成年後見制度の利用にかかる費用の全部又は一部を補助する厚生労働省の事業。

●悉皆調査

調査探究事象を全体にわたって漏れなく、また重複することなく調査する方法。

●身上監護

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

●障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて障害者や難病患者を対象に行われる支援の総称。

●身体障害者手帳

身体障害者が各種制度を利用する際に提示する手帳で、身体障害者が健常者と同等の 生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書にあたる。

●精神障害者手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。手帳の交付を受けた方に対し、 精神障がい者の社会復帰の促進・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

●精神保健福祉法

精神障がい者の医療及び保護を行うこと、精神障がい者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、 国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

●自己決定権

一定の個人的な事柄について、公権力から干渉されることなく、自由に決定する権利。 日本では日本国憲法 13 条で保証されている幸福追求権の一部と考えられる。例えば、 結婚・出産・治療・服装・髪型・趣味など、家族生活・医療・ライフスタイル等に関 する選択、決定について、公共の福祉に反しない限りにおいて尊重される。

た行

●地域福祉

地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え。

●地域包括ケア

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な 支援体制。

●知的障がい

一般的に金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指す。

●知的障がい者福祉法

昭和 35 年法律 37 号。知的障害者に対して、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉をはかることを目的とする法律。

な行

●認知症

認知障害の一種であり、後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態。

●難病患者

原因がわからず、治療法も確立されていない「難病」の患者。国は、より充実した難病対策を行うため、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」を施行。難病患者に対する医療費助成を行っている。助成する難病「指定難病」の種類は、平成27年7現在306。

●ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしてい くのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

は行

●法人型後見

社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格性のある法人が後見人に就任すること。

●法律行為

権利の発生や変更・消滅などの権利変動の原因の一つであり、意思表示を要素とするものを抽象的にまとめて表す概念。具体的には各種の契約や解除、遺言、会社の設立 行為など。

ら行

●療育手帳

都道府県の知事が発行している知的障がい者(および知的障がい児)が補助を受ける ために必要な手帳。自閉症などの発達障害において、知的障害を伴う場合は療育手帳 を取得することができる。

●老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的として制定された法律。